

[事案 2020-366] 満期保険金支払請求

・令和3年8月17日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の内容による満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年1月に養老保険を契約したが、保険会社が更生計画の認可決定を受けたことにより、満期保険金額が変更（減額）された。しかし、以下の理由により、契約時の内容による満期保険金と、実際に受け取った保険金の差額を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、十分に利益をあげている。
- (2) 更生計画の認可決定により契約条件が変更されたことについて、契約者一人一人に口頭の説明を行っていない。
- (3) 養老保険は老後生活をサポートするものであるが、被害額があまりに高額である。

<保険会社の主張>

契約条件の変更は、更生計画を受けたものであり、本契約についても更生計画通りの金額しか支払うことができず、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。